

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の給与)</p>	<p>第1条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の給与)</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p>2 全時間勤務会計年度任用職員の給料の額は、別表に掲げるその者が適用を受ける給料表の区分に応じて規則で定めるところにより決定した号給の額とする。</p>	<p>2 全時間勤務会計年度任用職員の給料の額は、別表第1に掲げるその者が適用を受ける給料表の区分に応じて規則で定めるところにより決定した号給の額とする。</p>
<p>3～5 略 (全時間勤務会計年度任用職員の地域手当)</p>	<p>3～5 略 (全時間勤務会計年度任用職員の地域手当)</p>
<p>第3条 全時間勤務会計年度任用職員の地域手当については、八尾市職員給与条例(昭和23年八尾市条例第32号。以下「給与条例」という。)第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第19条の2第1項中「給料、管理職手当及び扶養手当」とあるのは「給料」と、同条第2項中「医療職給料表(1)」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表中医療職給料表(1)の区分」と、「給料、管理職手当及び扶養手当」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。</p>	<p>第3条 全時間勤務会計年度任用職員の地域手当については、八尾市職員給与条例(昭和23年八尾市条例第32号。以下「給与条例」という。)第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第19条の2第1項中「給料、管理職手当及び扶養手当」とあるのは「給料」と、同条第2項中「医療職給料表(1)」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表第1中医療職給料表(1)の区分」と、「給料、管理職手当及び扶養手当」とあるのは「給料」と読み替えるものとする。</p>
<p>(全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当)</p>	<p>(全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当)</p>
<p>第4条 全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当については、給与条例第42条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表中医療職給料表(1)の区分」と読み替えるものとする。</p>	<p>第4条 全時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当については、給与条例第42条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表第1中医療職給料表(1)の区分」と読み替えるものとする。</p>
<p>第5条～第9条 略</p>	<p>第5条～第9条 略</p>
<p>第10条 短時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬については、給与条例第42条の規定を準用して得た額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を勤務1時間当たりの報酬の額とし、その者が勤務した時間に応じて支給する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表中医療職給料表(1)の区分」と読み替えるものとする。</p>	<p>第10条 短時間勤務会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬については、給与条例第42条の規定を準用して得た額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を勤務1時間当たりの報酬の額とし、その者が勤務した時間に応じて支給する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表(1)」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)別表第1中医療職給料表(1)の区分」と読み替えるものとする。</p>
<p>第11条～第14条 略</p>	<p>第11条～第14条 略</p>

(短時間勤務会計年度任用職員の報酬等の特例)

第14条の2 任用の事情等を考慮して特に必要があると認められる短時間勤務会計年度任用職員の報酬(第9条第3項に規定する報酬を除く。)は、全時間勤務会計年度任用職員の例により、別に定めるところにより、月額で支給することができる。

第14条の3 外国語指導助手である短時間勤務会計年度任用職員(以下単に「外国語指導助手」という。)には、第9条第2項の規定にかかわらず、別表第2の在職期間の欄に掲げるその者の在職期間の区分に応じ、それぞれ同表の外国語指導助手の報酬額の欄に定める額を報酬として支給する。

2 外国語指導助手には、第9条第4項の規定は、適用しない。

第14条の4 外国語指導助手が新たに採用されるとき及びその任期の満了に伴い帰国するとき(規則で定める場合に限る。)は、入国又は帰国のための旅行に係る費用を支給することができる。

2 外国語指導助手が本人の責によらない理由により任期の満了前に帰国する場合で、特に任命権者がやむを得ないと認めたときは、帰国のための旅行に係る費用を支給することができる。

第14条の5 第14条の2又は第14条の3の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員に対する第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の3第1項の規定による報酬の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を控除したもので除した額」と、「第11条の規定により読み替えられた」とあるのは「第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた」と、第12条第2項中「第7条第2項」とあるのは「第7条、第8条第1項及び第3項」と、「第45条の2」とあるのは「第46条」と、「及び第50条」とあるのは「並びに第50条」と、「第43条中」とあるのは「第8条第3項中「勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日」と、給与条例第43条中」と、「第49条第1項中」とあるのは「第46条第1項中「第26条第3項に規定する」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の5の規定により読み替えて適用する同条例第11条の規定により読み替えられた第26条第3項に規定する」と、給与条例第46条第2項中「勤務時間条例第3条から

第15条 略

附 則 略

別表 略

第5条までに規定する週休日、勤務時間条例第8条の3に規定する時間外勤務代休時間として指定された時間及び勤務時間条例第9条に規定する休日」とあるのは「勤務時間条例第11条の規定に基づく規則で定める週休日、時間外勤務代休時間として指定された時間及び休日」と、給与条例第49条第1項中」とする。

第15条 略

附 則 略

別表第1 略

別表第2 (第14条の3 関係)

<u>在職期間</u>	<u>外国語指導助手の報酬額</u>
<u>1年未満</u>	<u>月額280,000円</u>
<u>1年以上2年未満</u>	<u>月額300,000円</u>
<u>2年以上3年未満</u>	<u>月額325,000円</u>
<u>3年以上</u>	<u>月額330,000円</u>

備考 表中の在職期間は、その者の外国語指導助手としての引き続いた在職期間による。